

旭川医科大学職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学職員給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学職員給与規程（平成16年旭医大達第153号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(救急勤務医等手当)	(救急勤務医等手当)
第34条の4 救急勤務医等手当は、次に掲げる場合に支給する。	第34条の4 救急勤務医等手当は、次に掲げる場合に支給する。
(1) <u>本学</u> の医師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる救命救急センターの診療に従事したとき。	(1) <u>救急医学講座，救命救急センター又は集中治療部所属</u> の医師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる救命救急センターの診療に従事したとき。
(2) 救命救急センター担当を命ぜられた医師（救命救急センター以外の宿直若しくは日直勤務を命ぜられている者を除く。）が所定の勤務時間以外の時間において行われる救命救急センターの診療に従事したとき。	(2) 救命救急センター担当を命ぜられた医師（救命救急センター以外の宿直若しくは日直勤務を命ぜられている者を除く。）が所定の勤務時間以外の時間において行われる救命救急センターの診療に従事したとき。
(3) 小児科学講座，小児科又は周産母子センター所属の医師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる新生児特定集中治療室の診療に従事したとき。	(3) 小児科学講座，小児科又は周産母子センター所属の医師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる新生児特定集中治療室の診療に従事したとき。
(4) ハイケアユニット（以下「HCU」という。）での勤務を命ぜられた医師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われるHCUの診療に従事したとき。	(4) ハイケアユニット（以下「HCU」という。）での勤務を命ぜられた医師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われるHCUの診療に従事したとき。
(5) 麻酔科蘇生科での勤務を命ぜられた医師が、所定の勤務時間	(5) 麻酔科蘇生科での勤務を命ぜられた医師が、所定の勤務時間

が深夜の全てを含む麻酔科蘇生科の診療業務に従事したとき。

- 2 前項の手当額は、勤務又は担当を命ぜられ診療に従事した場合1回につき20,000円とする。

(略)

附 則

この規程は、令和5年6月21日から施行し、改正後の第34条の4の規定は、令和5年4月1日から適用する。

【改正理由】

救命救急センターの診療体制の変更に対応するため、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。

による勤務の一部又は全部が深夜において行われる麻酔科蘇生科の診療業務に従事したとき。

- 2 前項の手当額は、勤務又は担当を命ぜられ診療に従事した場合1回につき20,000円とする。

(略)